平成30年度

3月補正予算の概要
（第14号）

（3月7日提案）

八代市

平成30年度3月補正予算（３月７日提案）

（単位：千円）

会計名	補正前の額	補正額	計	前年同期比
一般会計（第14号）	63,230,200	△ 334,000	62,896,200	△ 9.9%
特別会計	35,773,923	0	35,773,923	△ 6.9%
企業会計	8,468,325	0	8,468,325	4.5%
合計	107,472,448	△ 334,000	107,138,448	△ 7.9%

一般会計事項別明細

【歳　入】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	14,977,108		14,977,108
2 地方譲与税	546,000		546,000
3 利子割交付金	26,300		26,300
4 配当割交付金	27,000		27,000
5 株式等譲渡所得割交付金	52,000		52,000
6 地方消費税交付金	2,521,000		2,521,000
7 ゴルフ場利用税交付金	5,800		5,800
8 自動車取得税交付金	120,000		120,000
9 地方特例交付金	63,800		63,800
10 地方交付税	15,535,439	△ 8,982	15,526,457
11 交通安全対策特別交付金	19,000		19,000
12 分担金及び負担金	808,372		808,372
13 使用料及び手数料	816,665		816,665
14 国庫支出金	9,464,287	△ 140,644	9,323,643
15 県支出金	6,135,302	△ 65,274	6,070,028
16 財産収入	190,063		190,063
17 寄附金	341,898		341,898
18 繰入金	614,193		614,193
19 繰越金	1,495,000		1,495,000
20 諸収入	898,973		898,973
21 市債	8,572,000	△ 119,100	8,452,900
歳入合計	63,230,200	△ 334,000	62,896,200

【歳　出】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	376,182		376,182
2 総務費	6,834,525		6,834,525
3 民生費	23,396,288		23,396,288
4 衛生費	4,023,778		4,023,778
5 農林水産業費	4,639,592	△ 65,274	4,574,318
6 商工費	1,627,439		1,627,439
7 土木費	6,231,276	△ 268,726	5,962,550
8 消防費	2,170,137		2,170,137
9 教育費	7,413,126		7,413,126
10 災害復旧費	209,423		209,423
11 公債費	6,160,272		6,160,272
12 諸支出金	128,162		128,162
13 予備費	20,000		20,000
歳出合計	63,230,200	△ 334,000	62,896,200

一般会計補正予算

（単位：千円）

<table>
<tr><th>款</th><th>補正額</th><th>主要事項</th><th>特定財源</th><th></th></tr>
<tr><td>【農林水産業費】</td><td>△ 65,274</td><td>

担い手確保・経営強化支援事業（農林水産政策課） △65,274

≪国の2次補正≫

国の補正に伴い、3月補正予算で予算化していたが、全地区を不採択とする内示があったため、事業費を減額するもの。

（事業内容）

・融資主体型補助事業補助金　（補助率：1/2以内）

適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区において、売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域の担い手が融資機関からの融資を受け、温室管理システムやトラクター等の農業用機械・施設等を導入する際の融資残について補助するもの。

対象地区：4地区（郡築・昭和・鏡・千丁）の11経営体
事業費　：134,507千円　→　0円
補助額　：　65,274千円　→　0円

補正後額　　補正前額　　補正額
0円　－　65,274千円　＝　△65,274千円

【繰越明許費の廃止】　単位：千円

事項	限度額	
	補正前	補正後
担い手確保・経営強化支援事業	65,274	－

</td><td>県支出金
(10/10)</td><td>△65,274</td></tr>
<tr><td>【土木費】</td><td>△ 268,726</td><td>

道路維持事業（土木課） △142,200

≪国の2次補正≫

国の補正に伴い、平成31年度予定の道路維持事業に係る経費を一部前倒して予算化したが、防災・安全交付金について、予算化した額に満たない額が内示されたため、事業費を減額するもの。

（事業内容）

・ 災害防除測量設計業務委託（朴の木線外3路線→朴の木線外2路線）：42,000千円→20,500千円

・ 災害防除工事（合志野・中鶴線外4路線→合志野・中鶴線外3路線）：87,000千円→48,300千円

・ 舗装工事（中央線外3路線→0）　：82,000千円→　0千円

補正後額　　補正前額　　補正額
68,800千円　－　211,000千円　＝　△142,200千円

【繰越明許費の変更】　単位：千円

事項	限度額	
	補正前	補正後
道路維持事業	217,600	75,400

</td><td>国庫支出金
(1/2)
市債
(100%)</td><td>△71,100
△71,100</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>

市内一円道路改良事業（総合交付金）　（土木課） △33,900

≪国の2次補正≫

国の補正に伴い、平成31年度予定の市内一円道路改良事業に係る経費を一部前倒して予算化したが、防災・安全交付金について、予算化した額に満たない額が内示されたため、事業費を減額するもの。

（事業内容）

・ 改良工事（新牟田・西牟田線、有佐貝洲大江湖線、氷川高校前線）：110,000千円→76,100千円

補正後額　　補正前額　　補正額
76,100千円　－　110,000千円　＝　△33,900千円

【繰越明許費の変更】　単位：千円

事項	限度額	
	補正前	補正後
市内一円道路改良事業	365,580	331,680

</td><td>国庫支出金
(5.5/10)
市債
(100%)</td><td>△18,600
△15,300</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>款</th><th>補 正 額</th><th>主 要 事 項</th><th>特 定 財 源</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<u>橋梁長寿命化修繕事業（土木課）</u> △92,626
≪国の2次補正≫
国の補正に伴い、平成31年度予定の橋梁長寿命化修繕事業に係る経費を一部前倒して予算化したが、防災・安全交付金について、予算化した額に満たない額が内示されたため、事業費を減額するもの。

（事業内容）
・ 橋梁点検業務委託（167橋→0） ： 20,000千円→ 0千円
・ 調査設計業務委託（下大野川2号橋・小崎橋・幕岩橋→0）
： 20,000千円→ 0千円
・ 橋梁維持補修工事（中谷橋） ：100,000千円→47,374千円

補正後額 補正前額 補正額
47,374千円 － 140,000千円 ＝ △92,626千円

【繰越明許費の変更】 単位：千円
<table>
<tr><th rowspan="2">事 項</th><th colspan="2">限 度 額</th></tr>
<tr><th>補正前</th><th>補正後</th></tr>
<tr><td>橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業</td><td>227,636</td><td>135,010</td></tr>
</table>
</td><td>国庫支出金
(5.5/10)
市債
(100%)</td><td>△50,944

△32,700</td></tr>
<tr><td>【教育費】</td><td></td><td>
<u>繰越明許費（教育施設課）</u> －
≪国の2次補正≫
太田郷小学校トイレ改修事業については、当初予算にて事業費を確保していたものの、国交付金の事業採択がなされていないため未執行としていたところである。今回、国の2次補正にて内示を受けたものの、交付決定からの期間では適正な工事期間がとれず年度内に完了が困難となったため、繰り越すもの。

【繰越明許費】 単位：千円
<table>
<tr><th>事 項</th><th>限 度 額</th></tr>
<tr><td>太 田 郷 小 学 校 ト イ レ 改 修 事 業</td><td>136,961</td></tr>
</table>
<u>繰越明許費（教育施設課）</u> －
第五中学校プール改修事業については、当初予算にて事業費を確保していたものの、国交付金の事業採択がなされていないため未執行としていたところである。今回、平成30年度当初予算分の追加内示を受けたものの、交付決定からの期間では適正な工事期間がとれず年度内に完了が困難となったため、繰り越すもの。

【繰越明許費】 単位：千円
<table>
<tr><th>事 項</th><th>限 度 額</th></tr>
<tr><td>第 五 中 学 校 プ ー ル 耐 震 改 修 事 業</td><td>100,740</td></tr>
</table>
</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>【災害復旧費】</td><td></td><td>
<u>繰越明許費（教育施設課）</u> －
二見中学校の法面災害復旧工事にあたり、法面工における専門作業員の確保に努めたものの、熊本地震及び豪雨災害の復旧工事による労働需要の急増から専門作業員の確保が困難な状況となり、法面工の着手に遅延が生じ年度内の完了が困難となったため、繰り越すもの。

【繰越明許費】 単位：千円
<table>
<tr><th>事 項</th><th>限 度 額</th></tr>
<tr><td>公 立 学 校 施 設 災 害 復 旧 事 業</td><td>5,756</td></tr>
</table>
</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合計</td><td>△ 334,000</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>